

「化学物質管理強調月間」が創設されました

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から施行しています。

新たな化学物質規制は、幅広い産業に適用されることから、この度、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省の協力のもと、職場における化学物質管理の重要性に関する意識を高揚し、化学物質管理活動の定着を図るため、2月1日から同月28日までを期間とする「化学物質管理強調月間」が創設されました。

令和6年度は、

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

をスローガンとして取組を推進します。

事業者の皆様におかれましては、以下の実施事項に基づき、積極的な取組をお願いします。

【事業者の実施事項】

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・安全データシート(SDS)交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

問合せ先：富山労働局労働基準部健康安全課 ☎076-432-2731